

第3回 介護・医療連携推進会議 議事録

書記

開催日時：平成28年6月23日（木）15時～16時半

開催場所：ステップハウス宝塚 会議室

出席者：宝塚市介護保険課・小浜地域包括支援センター：各ご担当者様

ご家族1名

（事業所出席者）課長、管理者、計画作成責任者

欠席者：宝塚市医師会様、民生児童委員様、小浜自治会長様

議題1、事業内容。運営実績報告書を基に説明。

現在のご利用者は5名から6名で推移している。

利用形態も、介護のみの方もあれば、介護・看護の方もあり、体調によって異なってくる。

今月から50代男性で介護・看護での利用が始まっている。

来月7月からご利用の方は、他事業所訪問看護ステーションとの連携型を提案するも、採算面で厳しいと辞退された為、一体型でサービスを開始する。今後は連携型にも対応できる様に申請を行っている。

4月新規、4名のご利用者のうち1名がターミナルの方で、5月に死亡にてサービス終了。他1名もターミナルにてお亡くなりになりました。

また1名は、自立支援を目的に一緒に出来る事を増やし、引きこもるのではなく、外に出て行ける様に支援を行った。5月には娘様と渡米し、サービス終了となる。他にも、右岸エリアの在住であるが、右岸の体制が整わない為、利用開始。

新規の依頼もあるが、重度介助を含め、1日、平均4回程訪問を、体調に合わせて行っている。

随時対応に関しては、体調不良や相談事が多い、また、ヘルパーが来ないなどの問い合わせが多く、オペレーターが救急要請を行うといった急変等に対する訪問は今の処は無く、訪問看護につなげている。

ケアマネジャーより、利用の問い合わせはあるが、包括的料金な為、他のサービス（レンタル、通所等）と組み合わせると料金的に厳しく利用を控える事も現状としてある。

議題 2、自己評価

- I－3 研修を受け、マニュアルを作成し、振り返りを行いながら、サービスを提供出来ている。
- I－5 月・金では、計画作成責任者が朝の訪問に出ている事が多く、朝の申し送りが出来にくい状況だ。曜日を変更（月・木）する事で対応出来ている。日々のケア内容を細かく把握できるようになってきた。
- I－7 自治会長、民生委員様よりサロンを利用して、クイズ形式による制度に対する理解を深めてはと提案を頂いたが、分かりやすいクイズ形式というのが、作り難く作成できていない。

包括支援センター職員

いきなりサロンはハードルも高く、難しいのではないかな？
民生委員の会合や、町づくり協議会や、相談会などの場を有効に利用し、周知を図るのが良いと思われる。とにかく新しいサービスはなかなか浸透して行きにくい。

介護保険課職員

- 定期巡回もそうだが、小規模多機能などもまだまだ周知が低く今後もっと周知を得る必要がある。
- 管理者 今後は町づくり協議会等にも参加し、更なる周知を図って行きたい。
- 課 長 左岸全体をカバーして行く事業なので、長尾包括や、花屋敷包括にもアピールをして行く。

- I－9 長期的に見て行かないといけない問題である。夜中の訪問は体制の検討が必要。

- Ⅲ－29 地域住民への周知は今後も継続して行っていく。ケアマネジャーや、医師等への周知は出来て来ている。
法人内では、各事業所で一時間程の勉強会実施しており、今後も継続して行っていく。

- Ⅲ－30 現在可能な限り、宝塚市地域包括ケアシステム研究会『三つの若葉を育てる会』に参加しており、色々な職種と関わり、意見交換が出来、日ごろの仕事にもいかせるので今後も継続して行く。

議題 3、外部評価（家族様ご意見）

家族様 施設退所後、定期巡回を利用して、安心して仕事が出来ており、夜間も今の処、ミルックを作動させた事はない。ただ記録に関しては、用紙・文字サイズが小さいので分かりづらい。また、記録の入力にも時間が掛っているのではと心配している。

課 長 定期巡回の事業自体があまり広がっておらず、機種等の選択幅も少ない中、手探りの状態で不十分な部分もあり、今後の検討課題でもある。

管理者 タブレットの内容も不足する事が多く、結局手打ちで入力する事が多くなり、時間のロスも多くなっている。

家族様 細かく記録をしてもらい助かっている。
回数を多く入ってもらう事により、本人の活性化にも繋がっており笑顔、が増えている。改めて家での生活が良いと実感している。

管理者 利用者には、端末（ミルック）を渡しているが、自身で端末（ミルック）を操作できる人が少なく、家族が連絡する事が多い。
認知症の方は、端末のコンセンートを外してしまう事もあり、家の電話にかける事が多くなっている。
今後は電話対応のみでは困難なケースも出てくる事もあり、訪問して様子を伺う事も必要になって来ると思われる。

家族様 例えば、ベッドで過ごす事が多く、自宅での入浴が困難な場合にドライシャンプー等の対応は可能ですか？

管理者 必要であれば実施する。今回の場合は、多数の方と接して精神活性を図る事も必要かと思うので、デイサービスを増やして保清と精神活性を図る事も検討してはどうかと思われる。

課 長 複数のサービスを組み合わせると、制度的にも困難な部分も多い。定期巡回は在宅生活には安心であるが、他のサービスが制限されてしまう事もある。状況によっては、定期巡回ではなく、訪問介護での訪問を提案する事も必要となる。

介護保険課職員

定期巡回の場合は、利用料金が1ヶ月単位であるが、訪問介護は1回の訪問での単位となる為、一日に複数回訪問している場合には、厳しい部分も出てくるが、例えば、昼食の準備と下膳を時間を空けて其々訪問している場合、一連の動作と位置づけ、合算して考えれば2時間必ず空けるという2時間ルール適用はされなくなる。

定期巡回は細かくケアを提供する為の包括的ケアなので、その中でサービスの調整が出来る。必要に応じたサービス利用の検討が求められる。

家族様 今は右岸地域から利用をしている状況であり、訪問介護に移行して再度定期巡回のサービスを利用したい場合、右岸担当の事業者と契約しないといけないのか？

介護保険課職員

その場合はご相談になると思います。

課長 近い将来（H30年）的にレンタルや住宅改修は給付から確実に外される（軽度の方）。その場合は自費でのサービス利用となる為、しっかりとしたサービスの見極めも必要になってくると思われる。

管理者 その人に合わせた対応が出来るので、認知症の方でも、受け入れが良ければ対応は可能。又、初めて、サービスを利用される方の場合は、まずは、サービス調整を目的とした利用も可能と思う。

包括支援センター職員

改めて、定期巡回のサービスを理解する事が出来ました。

次回の会議の開催について

平成28年9月29日（木）14時～15時半を予定。